

# 福井県暴力団排除条例

平成23年4月1日施行

## 条例制定の目的

暴力団による不当な行為によって、県民の生活に生じる不当な影響を排除し、県民の安全で安心な生活の確保と青少年の健全育成を図ることを目的としています。



## 条例の主な内容

### 県、事業者、県民が果たすべき責務

県が実施する公共工事や事務・事業から暴力団を排除するための措置を講じます。

暴力団から危害を加えられるおそれのある者に対し、警察が保護のための措置を講じます。

事業者、県民の皆様にも暴力団排除活動の推進と県の施策への協力を求めます。



### 青少年の健全育成を図るための措置

学校、児童福祉施設、公民館、図書館等の施設周辺 200m以内において、新たに暴力団事務所を開設することなどを禁止しました。

罰則（懲役または罰金）

暴力団員が青少年を暴力団事務所、住居、自己が支配する車両に立ち入らせることを禁止しました。

行政措置（勧告・公表）



### 暴力団排除特別強化地域・暴力団への利益供与の禁止

片町地区、敦賀本町地区、あわら温泉地区を特別強化地域として、同地区で営業する特定営業者（※）と暴力団員等の間における用心棒の役務提供や見返りの支払い、みかじめ料の支払いや徴収などを禁止しました。

行政措置（勧告・公表）

事業者が、暴力団員等に対して、暴力団の威力を利用する目的で金品等を渡すことを禁止しました。（利益を受け取った暴力団員等も同じ）

行政措置（勧告・公表）



※本条例では、風俗営業、旅館業等を営む者を「特定営業者」として定めています。

条例に関するお問い合わせやご相談は、暴排110番（ついでほう110番 ☎0776-21-4110）

または福井県警察本部刑事部組織犯罪対策課（代表 0776-22-2880）までご連絡ください。

# 福井県暴力団排除条例

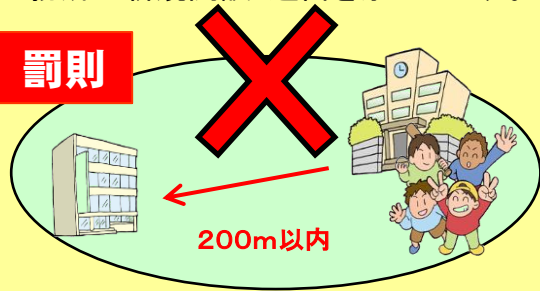


平成23年4月1日施行

## 1 青少年の健全育成を図るための措置

- 学校、保育所、児童福祉施設等の敷地から周囲200m以内での暴力団事務所の新規開設・運営を禁止します。

### 罰則



- 暴力団員が青少年を暴力団事務所等に立ち入らせることを禁止します。

### 勧告・公表



## 2 暴力団員等に利益供与することの禁止等

- 事業者は、その事業に関して、暴力団員等(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)または暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる利益供与をすることを禁止します。

### 勧告・公表

- ① 暴力団の威力を利用する目的で、または暴力団の威力を利用したことに関して、利益供与すること
- ② 暴力団の活動または運営に協力する目的で不当な利益供与をすること



## 3 暴力団排除特別強化地域

- 暴力団排除特別強化地域

通称名	詳細な番地
福井市片町地区	順化1丁目、順化2丁目、中央1丁目、中央3丁目
敦賀市本町地区	神楽町1丁目2番・3番、清水町1丁目18番～23番、津内町1丁目1番～5番、本町1丁目
あわら温泉地区	芦鶴、温泉、牛山等

- 禁止行為 **勧告・公表**

<p>✗ ※特定業者が暴力団員等を用心棒として利用すること</p>	<p>✗ 暴力団員等が用心棒の役務を提供すること</p>
-----------------------------------	------------------------------

<p>✗ 特定業者が暴力団員等にみかじめ料を支払うこと</p>	<p>✗ 暴力団員等が特定業者からみかじめ料を受け取ること</p>
---------------------------------	-----------------------------------

※ 特定業者とは、本条例において、風俗営業、旅館業等を営む者をいいます。

## 4 不動産の譲渡等に関する措置



- ① 不動産が暴力団事務所に使用されないよう契約の相手方に利用目的を確認するよう努めること
- ② 不動産が暴力団事務所に使用されることを知って、不動産の譲渡等をしてはならないこと(悪質な場合、勧告・公表)
- ③ 暴力団事務所に使用された場合、催促なしで契約を解除できる旨を契約内容に含めるよう努めること
- ④ 暴力団事務所として使用されていることが判明したとき、契約解除・買戻しをするよう努めること